

# 私の目指す弁理士像

No.68

会員 小平 晋

私は、平成14年度の弁理士試験に合格し、昨年12月に弁理士登録が済んだばかりの新米弁理士である。現在、企業に勤務し、知財部門で、特許出願・中間処理をメイン業務としている。出願業務といっても、社外の弁理士と社内の発明者との調整がメインであり、面談の設定・クレーム案の作成・原稿のチェックが主な仕事内容となっている。また、中間処理も同様に、引例の確認・発明者へのコメントの作成・発明者への回覧・応答素案の作成が主な仕事内容となっている。

知財関連の仕事始めてまだ一年半程であり、まだまだ自分の担当業務を十分にこなしてない。このような状況なので、自分が今後どのような弁理士を目指し、どのような方向へ進んでいくのか、現状ではさっぱり見当もつかないというのが正直なところだ。一般的には、弁理士の方向性としては、ゼネラリスト型の弁理士・スペシャリスト型の弁理士、そして経営者としての弁理士と3つの方向が考えられるのであろうか。この原稿を書いている今は、ちょうど新人研修中の真最中である。弁理士試験合格者の人数が増え、弁理士の数も加速的に増えていく中、今後の弁理士に求められるのは、ある分野では誰にも負けないという専門性を持つことだとのお話をされる講師の先生が多数いらっしゃる。そういったお話を聴いていると、やはり自分が目指すべき姿もスペシャリスト型の弁理士であるように思えてくる。

それでは、どこに自分の専門性を見出すことができるのか。幸いにも、私は、企業に勤務しているため、特許事務所に勤務されている弁理士の方と比較すると、知的財産の発掘、権利の取得、権利の保護・活用という知的財産のサイクルのすべてを経験しやすい環境の中にいる。かといって、このサイクルを一通り広く浅く経験するだけでは、自分の専門性は身につけていけない。まずは、今の担当業務である発明の発掘、権利の取得を通じて自分の担当する分野の技術をしっかりと身につけていくことから始めていきたい。また、特許の分野に自分の専門性を求めていくのであれば、「特許は明細書に始まり明細書に終わる」と言われているように、明細書を自ら作成していかなくてはならない。その環境も作っていきたい。その上で、権利者の立場として、自社権利の保護・活用についても経験を積んでいけたらと思う。ひとつひとつの知的財産のサイクルを着実に実務の中で経験していく過程で、自分の専門性、得意分野をどこに求めることができるのかを見出していきたい。

スペシャリスト型の弁理士を目指していく上で、一般的に言われる新しい技術・法律の習得、語学力の向上のための自己研鑽は欠かすことができない。従って、自分の専門性をどこに求めるかにかかわらず、クライアントのニーズに応えられるように常に自己研鑽を積んでいくことができる弁理士でありたい。また、それが私の目指す弁理士像である。